

事務連絡

令和2年6月2日

団体各位

東京労働局

雇用環境・均等部指導課長

雇用環境・均等行政の取組に関する周知協力について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、労働局の業務の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東京労働局では、「誰もが安心して働き、能力を発揮できる TOKYO へ」をスローガンに、正社員だけでなく、パートタイム、短時間労働者などさまざまな立場で働く方々も安全・安心して働く職場環境の整備に取り組んでいます。

このうち以下の取組をご紹介いたしますが、貴団体におかれましても、同封したリーフレット（「誰もが安心して働き能力が発揮できる TOKYO へ」）や周知文（別紙「広報文例」を活用していただければと思います。）を会報や HP に掲載いただくなど、会員企業への周知につきまして、特段の配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 改正パートタイム・有期雇用労働法等の周知

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規社員の間の不合理な待遇差を無くし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法（以下「法」といいます。）が改正され、本年4月1日に施行となりました。（中小企業に対する施行は、令和3年4月1日。）

厚生労働省では、法の施行にあわせ、「パート・有期労働ポータルサイト」を開設し、経営者や人事労務担当の皆様向けに、法のポイント等の情報を発信しています。同サイトでは、パートタイム・有期雇用労働法のポイントをわかりやすく解説した動画や自社の取組状況を点検し、パートタイム労働者・有期雇用労働者の待遇改善に向けて、どのように取り組むべきかを確認するツールを用意しています。

東京労働局では、このサイト内の支援ツールを活用し、法に沿った対応を進めるよう周知・啓発を行っています。（別添リーフレット「誰もが安心して働き能力が発揮できる TOKYO へ」の1参照。）

2 パワーハラスマント対策の周知

労働施策総合推進法の一部が改正され、同法の中に、職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して事業主が講ずべき措置義務等が新設（パワーハラスマント対策の義務化）されたところです。この改正法ですが、本年6月1日に施行となりました（中小企業に対する措置義務は、令和4年3月31日までは努力義務となります。）。

厚生労働省では、法施行にあわせ、措置義務の内容や社内規定例を解説したパンフレットを作成し、また、ハラスメント対策に関する各種情報を発信するポータルサイト「あかるい職場応援団」(厚生労働省が開設)では、パワーハラスメント対策に関する説明動画も掲載しています。

東京労働局では、これらパンフレットやサイト内の支援ツールを活用し、安心・安全な職場環境の整備について周知・啓発を行っています。(別添リーフレット「誰もが安心して働き能力が発揮できる TOKYO へ」の 2 参照。)

【参考(同封したリーフレット)】

- 1 上記 1、2 に関し、以下のリーフレットを同封します。
誰もが安心して働き能力が発揮できる TOKYO へ
- 2 なお、参考までに以下のリーフレットも同封します。
 - (1) 「改正パートタイム・有期雇用労働法等の周知」、に関するリーフレット
パート・有期労働ポータルサイトのご紹介
 - (2) 「パワーハラスメント対策の周知」に関するリーフレット
パワーハラスメント対策が事業主の義務となります! ~セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されます~

【担当】

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課 (担当 村瀬指導官 murase-kouichi@mhlw.go.jp)
〒102-8305 東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第三合同庁舎 14 階
電話 03-3512-1611、FAX 03-3512-1557



東京労働局からのお知らせ（事業主の皆さんへ）

～誰もが安心して働き能力を発揮できるTOKYOへ～

東京労働局HPから、各種パンフレットがダウンロードできますので、安全・安心して働く職場環境の整備にご活用ください。

1 パートタイム・有期雇用労働法に関するパンフレット・解説動画の活用

パートタイム（短時間労働者）の「公正な待遇の実現」を目的としたパートタイム労働法が改正（名称も「パートタイム・有期雇用労働法」に変わります。）され、令和2年4月1日から施行となりました（※中小企業の適用は、令和3年4月1日）。

改正点は、不合理な待遇差のはざまの是正、待遇に関する説明義務の強化等ですが、改正点を含め、法律の概要を紹介・解説したパンフレットを作成（厚生労働省作成）しましたので、パートタイム労働者等が安心して働くことができる職場づくりに役立ててください。

- 東京労働局HPから、右のパートタイム労働法に関するパンフレット（詳細版、概要版）がダウンロードできます。

東京労働局 パートタイム労働法 検索

※ 東京労働局HP→「各種法令・制度・手続き」→「雇用均等関係」→「パートタイム労働法」のページ内から、右パンフレットを含め、各種資料等がダウンロードできます。

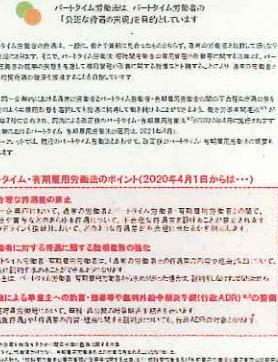
- パートタイム・有期雇用労働に関する情報発信サイト「パート・有期労働ポータルサイト」では、解説動画を公開しています。併せて活用してください。

パート有期労働ポータルサイト 検索



【詳細版】

パートタイム労働法の概要



【概要版】

2 職場のパワーハラスメント対策に関するパンフレット・解説動画の活用

(1) 改正労働施策総合推進法により、職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となりました。

〔 施行日は、令和2年6月1日です。ただし、中小企業に関する措置義務は、令和4年3月31日までは努力義務となります。〕

(2) 「雇用管理上の措置」の具体的な内容は、指針で示されています。関係条文、指針全文の他、指針のポイント、対策（就業規則の規定例）等を解説したパンフレット「職場におけるパワーハラスメント対策が事業主の義務になりました！」を作成（厚生労働省）しましたので、社内の体制整備に活用してください。

- 右パンフレットは、以下からダウンロードできます。（セクシュアルハラスメント対策等についても解説しています。）

東京労働局 ハラスメント対策 検索

※ 東京労働局HP内の「パワーハラスメント対策等」のページ内から、右パンフレットがダウンロードできます。また、

- ハラスメント対策に関する総合情報サイト「あかるい職場応援団」では、パワーハラスメント対策の解説動画を公開しています。
また、サイトでは、パワーハラスメントに関する各種情報を掲載しています。



ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト

あかるい職場応援団

あかるい職場応援団 検索

職場におけるパワーハラスメント対策が事業主の義務になりました！

～セクシュアルハラスメント対策や妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント対策とともにに対応をお求めします～～

パワーハラスメント対策及びセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント対策について、2020年（令和2年）6月1日に施行されます

I. 職場におけるパワーハラスメント	2
II. 対策におけるセクシュアルハラスメント	7
III. 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント	10
IV. 動員・就業・退職・就労権等に対するハラスメント	15
V. 組織・労働・労務等に対するハラスメント	19
VI. 執務の不正行為に対するハラスメント	21
VII. 会員登録等によるハラスメント	22
VIII. 対人対応	24
IX. 対外活動	41

厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部（企）